

第 81 回岩手県環境影響評価技術審査会会議録

1 開催日時

令和元年 5 月 22 日（水） 午前 10 時 30 分から 12 時 00 分まで

2 開催場所

盛岡市中央通一丁目 1-38 エスポワールいわて 3 階 特別ホール

3 出席者

【委員 10 名 敬称略・五十音順】

石 川 奈 緒

伊 藤 歩

齊 藤 貢

佐 藤 久美子

鈴 木 まほろ

高 根 昭 一

鷹 觜 紅 子

中 村 学

平 塚 明

由 井 正 敏

【事務局】

環境保全課総括課長

佐々木 秀 幸

環境保全課環境影響評価・土地利用担当課長 池 田 丙 午

その他関係職員

【事業者】

株式会社ユーラスエナジーホールディングス

4 議事

（冒頭、事務局から、委員 14 名中 10 名が出席しており、半数以上の出席により、会議が成立していることを報告し、議事に入りました。）

（仮称）釜石広域風力発電事業更新計画環境影響評価方法書について

（初めに、希少動植物等に関する審議については、会議の一部を非公開として行うことについて会長からお諮りし、委員の了承を得た。）

[由井会長]

それでは、「（仮称）釜石広域風力発電事業更新計画環境影響評価方法書」の審議に入ります。
始めに、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

(環境影響評価に係るこれまでの手続状況等を説明後、事業者(株式会社ユーラスエナジーホールディングス)から事業内容等について説明を行わせたい旨を説明しました。)

[由井会長]

事務局から、事業者から説明させたいとのことですが、よろしいでしょうか。事業者の説明をお願いします。

[事業者]

本発電所でございますけれども、実は過去、イヌワシのバードストライクが発生した発電所でございます。この事実に関しては、事業者としては、責任を十分感じておりました、この場を借りて改めてお詫びを申し上げます。結果としまして、当時を含めまして、由井会長を始め、各専門の方々にご協力いただいて、それに関しても非常にご迷惑をおかけしましたことも含めまして、重ねてお詫び申し上げます。

事業者としましては、こういったことが今後ないように、十分な配慮を行ったうえで必要な取組を行っていきたいと考えております。

(その後、事業内容等について説明しました。)

[由井会長]

事業者の説明が終わりました。ただいまの説明のうち、まず、あらかじめ質問された方で、再質問があればお願いしたいのですけれども、希少動植物に関する質問で非公開が必要という場合は、後で行いますので、そこはとりあえず避けてください。

それではこれから審議に入ります。方法書に対する皆様の御意見をお伺いしますが、まず、あらかじめ質問した事項に対する再質問をお願いします。

[齊藤委員]

事前質問13番に関し、確認をさせていただきたいです。廃棄物として出てくるものはすべて有効利用されるとのこと。既設の撤去に伴うものも、新設に伴い発生するものも。あくまでも予測、推測、ということですが、たとえば、既設で撤去したものが、新設に伴ってその場で使えるという、そういった意味での再利用は全くなく、あくまでこれはすべて処理に回すということによろしいでしょうか。

[事業者]

基本的には、そういった形で対処していきたいと考えてございます。基本的には、風車としても、4倍の出力のものになるので、規格等含めて再利用するのはなかなか難しいと思ってございまして、基本的にはすべて撤去したうえで、新しいものを新設する形で考えてございます。

[齊藤委員]

ということは、有効利用、たとえば、既設の方の例として、「中間処理にて破砕してリサイクル」とか「分別回収し、リサイクル」とありますけれども、それはあくまで中間処理業者とか

そちらの方が有効利用するという事で、「処分量0」としているということによろしいでしょうか。

[事業者]

そのご理解で結構です。

[齊藤委員]

分かりました。

[由井会長]

ほかにございますか。それでは、希少動植物以外で追加の質問がありましたらお願いします。

[佐藤委員]

今の13番の、齊藤委員の質問に関連してなのですが、撤去の工事の方法は、まだ方法書ということでほとんど詳しいことは書いていませんけれども、撤去する際に、たとえば、運びやすくするために、現地で廃プラスチックの部分というか、風車を切断したりとか、破碎したりという可能性はございますでしょうか。

[事業者]

その可能性は、特にブレードの部分等に関して、あるとは思ってございます。基本的には、現地の方で、搬出しやすいように細かくする作業に関しては、ある程度必要になるのかなと考えております。

[佐藤委員]

その点で非常に懸念しておりまして、結局、そこで完全に回収していただければいいのですが、破碎を行うということは、細かいプラスチック片が土壌中に残ってしまうのではないかと懸念が非常にあると思われまして。その点については、完全に撤去ということをお願いしたいと思いますし、準備書ではきちんとそここのところを謳っていただきたいと思っております。以上です。

[由井会長]

ほかにございますか。希少種以外で。

[鈴木委員]

島田委員からの事前質問2に関連してですが、御回答で、バードストライクの調査結果をまとめて示していただいておりますが、これの内訳、種と個体数と発見された年月を準備書に掲載していただくことは可能でしょうか。

[事業者]

そちらのデータにつきましては、現状把握の一環として、準備書の方で活用していくことを

予定しております。

[鈴木委員]

はい、分かりました。重要なデータですのでよろしくお願いします。

[由井会長]

ほかにございますか。

[鷹嘴委員]

配慮書の段階でも質問しましたが、新設と既設の順番について、既設の風車を撤去したうえで新設の風車の工事をすると。そうしますと、既設の風車の基礎を撤去したあと、それについてのコンクリート量がかなり出るわけなんですけれども、その埋め戻しとかそういったものについては、新設の風車のものを考えているわけですか。

[事業者]

基本的には工事の中で、きちんと埋め戻すような対処も含めて、不足する量があればとにかく確保することも含めて考えます。地権者さんとの契約の中でも、現状復旧が前提となつてございますので、当然コンクリートを引っこ抜いてそのまま放置ということにはしないような形で計画の方を練っていきたいと考えております。計算については、詳細な設計等には入ってございますので、その中で、基礎分の不足量も含めて詳細な数値計算にこれから入っていきたいと考えております。

[鷹嘴委員]

分かりました。

[由井会長]

方法書の10頁の表2.2-2に工事工程が書いてあるのですが、これを見ますと2023年は撤去工事、据え付け工事は2024年になっていますけれども、2024年にも撤去工事がありませんよね。それはまだ残っているということですか。

[事業者]

こちらなかなか分かりにくい図で恐縮ですが、撤去というのは搬出作業も含まれてございます。当然、順繰りに、端の方から撤去しつつ、可能なものであれば基礎の造成というのも新設側も順繰りにやっていく形にはなるのですが、すべてその場で1年で搬出を含めてやりきれるかというところ、そういうわけでもない観点から、いわゆるサイト外への搬出期間も含めて2年で計画をさせていただいております。詳細な計画や工事の概要に関してはこれからうまくしっかり綿密に、新設側も含めて考えていきたいと考えております。

[由井会長]

撤去しないまでも、タワーとか風車のブレードが完全に降ろされるのはどの時点ですか。

[事業者]

基本的には初年度中に終えたいと考えていますが、計画によっては2024年に一部かかる可能性もあるのか、その辺もしっかり工事の施工業者さんと今後の協議のうえで見極めていきたいというふうに思っております。

[由井会長]

あとの質問にもありますし、先ほどのコウモリにも関わるんですけども、この場所はいずれ、ここに風車を建てる前は、多くの希少野生動物が飛んでいた場所なんですよね。そこで、既存の風車を一回撤去して、更地にはならなくても、要するに高いタワーである風車がなくなることによって、既往の、昔の状態に一瞬戻るわけですよね。そのときに十分新たに観察を行って、風車がまったくない状態ではどういうふうに希少野生動物が飛んでいたか、改めて分かるわけです。ま、そういうことで、撤去工事を速やかに行ってブレードタワーを外したのち、あとで出ますけれども、19か月にわたる観察を開始すべきだと考えるんですよね。そうするとスケジュールが相当延びることになりますけれども、そのくらいやらなければ、正解は求められないので、これは強く求めておきます。

ほかによろしいでしょうか。

[佐藤委員]

今のことに関連してなんですけれども、撤去工事が済んでから据え付けをするのかと思っていたんですけれども、そうではないということになると、短期間かもしれませんが、既存の風車が残っている中に、新しいものの据え付け工事が開始されるということが起こるということであれば、一時期、短期間かもしれませんが、非常に多くの風車が建った状態になっているということになるので、その場合には、環境影響の評価について、その点も含めて考えていただかないといけなくなってしまうのでしょうか。工事の工程如何によっては、環境影響の評価の方法がかなり変わってくるのかなと思いますので、そこのところをよく配慮して計画を練っていただきたいと思います。

[事業者]

1点補足させていただきますと、風車の数が増えるというのはおそろくないかと思っております。大型化にすることも含めてなんですけれども、ある程度今の既存の風車の設置範囲と、新設の設置範囲が重複しているところもありまして、現実的に今の風車を撤去しなければ新設は難しい中で、あとは43基設置されている中で43基すべて撤去しない限り新しい風車が建てられないかという、たとえば20基撤去する中で、2基分くらいは工事できないかという感覚でやっていくものでありまして、その中で現実的には43基よりも多い風車が工事の最中に建つかという、なかなかないのかなというふうに思っております。加えて、着工時点で風力発電所自体は操業を停止しておりますので、風車自体は回転しないことになります。なので、回転しない風車が43基、すべて操業を停止して、回転しない状態で解体を待つ状態になりますので、そういった意味でも、操業時点よりかは、そうした事故のリスク等に関しても、下がるのではないかというふうに思っております。

[佐藤委員]

今、口で言っていたとしても、きちんと工程を考えた計画で、きちんとそのところを示していただければ結構ですけれども、今口頭でこうなるのではないと言われても、ちょっとまだ分かりませんので、ぜひお願いしたいと思います。

[事業者]

御指摘、御懸念あったことは重々受け止めたうえでしっかり準備書の方に考えていきたいと思えます。

[由井会長]

お願いします。あと、参考と言いますか、遠野市長の意見が資料 NO.2 に出ております。資料の 2 ページです。これの 4 番目に、「遠野市景観計画に基づき、稜線を保全するよう工作物の位置及び規模に配慮すること」と書いてあります。今回の 19 基から 11 基に西側のサイトの風車が変わったとしても、現在でも遠野市街から見えているわけですが、高さが 100 メートルから 170 メートルになるのですよね。そうすると、全部まるまる見えることになると思うのですが、それと市長意見の 4 とはどのように調整するのでしょうか。

[事業者]

遠野市さんとは継続的に協議の方はさせていただいているところではあるんですが、おそらく、今の遠野市さんの方から指摘されている風車がみえる場所等に関しては、西側サイトの風車に関してはほぼ全基見えている状況でございまして、そういった意味だと高さが上がることで新たに出現する風車が出るというよりは、今見えている風車に関してどの程度景観的などに配慮して、たとえば見える基数を減らすことができるのか等の話になるのかなと思っております。その観点で、今回西側サイトに関して、特に遠野市側に近い南側の区画に関しては、設置をしないところも含めて、何かしら対処ができるのかということも遠野市さん側と継続的に協議をしているところではございまして、当然そういったところも踏まえながら、できる限りの対応はしていきたいというふうに思っております。

[由井会長]

出来る限りといっても、もともと巨大な倍くらい高いものが見えてしまう訳だからどうしようもないと思うのですが、遠野市長さんがなんていうかでしょうけれども。鷹嘴委員、何か意見はありませんか。

[鷹嘴委員]

遠野市は、もちろん御存知だと思うんですが、遠野物語が有名で、観光客が遠野物語を読んで、遠野市を訪れて、ええここか、という意見がたくさんあって、そのために、遠野市でも、市だけではなく民間の人たちも頑張って、ああいう街並みを作っていたんです。ですから、みんなそうやって努力している中で、この遠野市長さんの意見というのは、遠野市民を代表した意見なんだと思います。みんな頑張ってこうやって遠野市を作ってきたから、それに対する配慮を十分にしてくださいねということなんだと思います。それに対して、今現在、現地

調査を行ったときには、たしかにかなり遠くに見えますから、ましてやその距離によって、ぼやけてみえるような、そういう状況なわけなんですよね。ところが、高さが大きくなって、そうすると、基数が減ったとしても基数の問題じゃないと思います。大きさが大きくみえると思います。はっきり見えるというその辺のところについての配慮が本来は必要なんじゃないかなと思います。それで、ここに、稜線を保全するよう、というような形で表現されていますから、稜線を保全するというのは稜線を切らないでくれということですよね。ましてや、その稜線の向こう側とかですね、見えないところだとまた別だと思えるのですけれども、その言葉の意味とこのを考えていただきたいなというふうに思います。

[由井会長]

私も同感ですので、遠野市からまっすぐ見えるところについては、遠野市長の意見を尊重し、風車をなくすべきだと思っております。これも、今日のまとめにしっかり書いて欲しいと思います。

[由井会長]

それでは、時間も過ぎますので、希少野生動植物のうちイヌワシにつきまして、資料の一部は非公開ですけれども、質疑は公開で行います。まず、事前質問の5番目。バードストライクについて、最初の説明にもありましたように、会社の責任を感じているということなんですけれども、本日の質疑と、ここにある質問事項及びその回答は、ホームページ等に全部出ますでしょうか、事務局。

[事務局]

はい。

[由井会長]

分かりました。次に、質問6に対する回答ですけれども、19か月にわたり、毎月1回調査すると。ただ、そのうち一部は始めているようなニュアンスに聞こえましたけれども、先ほど申し上げたように、ここは非常に多くの希少動物が飛んでいるところだったわけですね。そこで現在、すでに、20基と書いてあるけれども21基じゃないかと思うんだけど、風車がたっておりまして、そのために、現実には、そこを回避して動物が飛ぶので、今みたところで少ない状況のままみているわけですから、何の足しにもならないわけです。まあ、使わなくなったという証拠にはなるわけですけれども。

そういうことからですね、コウモリやイヌワシを含めてですね、撤去してブレードとタワーが倒れた後、19か月間しっかり観察することを求めます。これがなければ、本当に風車が建って衝突してその後出なくなった、その原因と言いますか、昔どうだったかということが分かっておりませんので、それを比較検証するために、必ずその調査が必要になります。これは事業者いかがでしょうか。

[事業者]

この場で回答するにはなかなか非常に重いご提示内容だと思いますので、しっかり検討した

うえで弊社としての対応に関して考えさせていただければ助かります。

[由井会長]

まあ、ここを中止すれば、見る必要はないのですけれども。次に、質問8ですね。ここで、私の質問の中に、経産大臣意見、方法書の212ページを開いてほしいのですけれども、その中に、配慮書に対する経産大臣意見、212ページの一番下です、「調査では、対象事業実施区域及びその周辺におけるイヌワシの生息にとって重要な場所（行動圏、高利用域、採食地、営巣中心域、移動経路等）とその利用実態を明らかにすること。」となっているんですよ。だから、周辺を見なさいと書いてある。ところが事業者の今回の回答では、それは広すぎて見れないということですから、これでもうアウトですよ。見ないということですからね。前から申し上げているようにこの場所は、3ペア乃至5ペアが前から利用していたところで、そのイヌワシのうち3ペアが既にこの風車のおかげで消えているわけですよ。全部ではないですけど。1ペアは確実にこの風車のおかげで消えています。そういう実態があるときに、せいぜい周囲1.5キロとか2キロ程度みても何の足しにもならないわけですよ。最近の岩手県内のイヌワシがいる場所の風車アセスにおいてはすべて20~30キロ圏までみるように言っています。それをやらなければ本当に、なくなった原因、衝突した原因が分からないので、これはやらなければだめです。やらなければ準備書は認められません。これに対して何か御意見ありますか。

[事業者]

他社さんがやられている内容に関して十分に把握していなかったところもありますので、その点に関しては大変失礼いたしました。なので、弊社側が非常に過大に考えて捉えていた可能性もありますので、その辺も他社様の実績、どのような対応を行っていたかも含めまして、検討させていただきたいと考えます。

[由井会長]

ま、この更新計画は、日本のイヌワシにとって非常に重要な生息地における事業であることは明白なので、ここはしっかりやらない限りですね、この事業を認めることはできないですよ。それは前から言っているわけですよ。だからこれはもう基本的な事項ですから、しっかりやってほしいと思います。

次に、質問9ですけれども、今回、飛翔トレース等についての資料が出てきました。事前に配られた資料に比べて、本日配られた資料がついているわけですけれども、まず、なんで追加されて出てきたのかを説明してください。

[事業者]

当初お出ししました資料と、本日お出ししました資料で、内容の差がある部分は、運転開始前の調査結果が含まれているかどうかそれだけでございます。その意味では内容的にはほぼ同じものなのですけれども、当初お出ししたものの飛翔線が非常に手書きの範囲程度のものであって見えづらいところがありましたので、そのあたり、御覧いただいたときに分かりにくかったかと考えまして、より鮮明な今回の資料を追加で提出したということになります。

[由井会長]

それで、たとえば73ページですけれども、直近を、北部の方を飛んでいるわけですけれども、これは幼鳥なのですか。

[事業者]

2005年の10月の飛翔ということでございますので、資料の50ページの表の下から2段目、10月28日の飛翔ですからいずれも成鳥、また、次の頁、51ページの方でご覧いただきますと、こちらにも10月の記録が書かれていますから、それはいずれも成鳥の記録ということでございます。

[由井会長]

そうですね。それから、74ページは一本、北東に飛んでいるのが成鳥なはずですけど、それ以外は幼鳥だというのは分かりますけれども、75ページの北側を飛んでいるのも成鳥が入っていますよね。入っているんですよ、実際にはですね。そういうことで、事前に配られた図から比べて、だいぶ違うんです。なんでこういうふうにはばらばらに出してきたかということなんですけれども。

今、委員の皆様にも、資料をお配りしますから。西側サイトの北側付近を見て欲しいのですが、赤い飛翔線が成鳥です。それと、事前のほとんど飛んでいない図を比べると、明らかに違いがあります。今お返ししている資料は、2007年4月14日に、事業者自身が当時の部会に提出した資料です。この資料を最初から出せばすぐに分かるはずなのに、なんでばらばらに出してきたのか、しかも、なぜ最初の資料提供の時は大事なデータを抜かして、いかにも飛んでいないところのように出しているわけですよ。事務局どうですか。

[事務局]

すみません、資料の作成の手順と経緯を我々は確認できていないものですから、資料の作成経緯も御説明いただければと思います。

[事業者]

御説明させていただいてよろしいでしょうか。今回使っております飛翔記録ですが、当初お出ししておりましたものは、平成17年と18年の調査の記録をすべて調査日ごとに分けて示したものでございます。それは、表で示しております飛翔記録と図との対応をつけながら見ていただくために、できるだけ細かいものを出すのがよいかという判断でそのような形にしておりますので、必ずしも1枚の絵として重なっている形ではありません。

ただ、当初お出ししたものを重ねてご覧いただければ、先生からお示しいただいたこの図になるはずでございます。それは隠されているとか消しているとかいうことではございません。その点はこの場を借りて、はっきり申し上げたいと思います。

[由井会長]

それでは事前に配られた資料のですね、ま、時間がかかりますけれども、見ていただければ分かるけれども、今日配られた68ページ以降の資料では分かりますけれども、事前に配られた

資料をいくら重ねても、特に、北側にいる3本の飛翔トレースというのは出てこないんですよ。どう見たって出てきません。これはあとで事務局と突合してください。県の公開の審査会に、自らに都合のいい資料を提出したと。一番肝心なデータ資料を出さないという、それだけでこの方法書は中止だと思います。

[事業者]

加えて御説明させていただいてよろしいでしょうか。今、由井先生からお出しいただきました資料の表の方を御覧いただきますと、建設前の記録が、平成11年から記載されております。私どもが当初お出ししました情報の中で欠けているものがあるとすれば、建設前の情報で、これは、一番最初にお出しした資料には含まれておりません。それは、確認記録の表を御覧いただければ分かることとございまして、2005年、2006年のデータをお出ししましたということで、回答の方にも明記しております。

[由井会長]

では、最初に出したデータは、最初から全部調査したものを出していないということですね。

[事業者]

御指摘が2005年の供用後という前提で書かれておりましたので、それを踏まえて2005年の調査結果をお出しして、なおかつ、2005年の飛翔記録の中では、西側サイトの付近の飛翔が少なかったため、2006年の記録の方も調べまして、こちらの方はあるなということで2006年の記録も追加して、2年分のデータをお出ししたと、こういう経緯で回答したと申し上げているところとございます。ただ、遡って、建設前の調査結果についても示せということがあれば、それはデータを探して示すつもりとございますが、このいただいた御指摘の中には、そのことに言及がなかったため、こちらとしてはそこまで気が回らなかったと、こういうことだと思います。

[由井会長]

建設前の資料は、今日皆様にお配りした資料に、もう1枚実は添付資料がありまして、今日は持ってきていないのですが、建設前の記録は全部載っていますが、そこを飛んでいる記録は一切ありません。それはもう、和山風力はアセスではなかったけれども、やったときの当初の委員会でも散々論議して、1回も飛んでいませんねという結論が出ているわけだから。建設前ですよ。この3本北に飛ぶトレースは、明らかにその後の調査結果で、それが抜けているわけです。まあいずれ、そちら全部元のデータを持っているわけで、今回そのデータをすべて出さないということは、まず不誠実であるということと、これはあとで検証してほしいのですけれども、現実には、今私が出した資料を見ますと、北部にも非常にたくさんの飛翔トレース、成鳥の飛翔トレースがあるというのが分かります。そうしますと、今回、回答いただいている文書の中の、北東部にはほとんど飛んでいないので、ここは残地して南の方だけ風車を残しますという説明が書いてあるわけですよ。それが根本的に、ひっくり返るわけですので、この回答そのものを撤回していただきたいということと、再度、西側サイトを全部撤去することを要請したいということです。いかがでしょうか、事業者。

[事業者]

1点補足させていただきたいのが、御指摘に関しては最大限、準備する資料も含めて、対応させていただきたいというふうに考えております。ただし、飛翔線に関する御指摘に関していただいたのが、金曜の夜でございまして、特に当時一緒に調査等を行っていただいた事業者がプレックさん以外の別の環境コンサルさん、かつ、担当に関していけばずっと出張で不在になっていたところも含めて、10年以上前の資料に関して、きちんと確認する形でというのは、なかなか期限的にも厳しい部分があって、月曜の夜までになんとか、該当するのではないかというものに関して、どうしてもメールベースのテキストでいただいた御指摘であったことも含めて、該当するかも正直自信がない中で、なるべく出来る限りの資料を御用意させていただいたというのが追加の資料になってございます。

事前にいただければ、きちんと出来る限りというか、最大限、別に加工等をする意図もまったくないものでございまして、必要な資料については準備提供はさせていただく所存ですので、そちらの方も含めて、意図的に手を加えるということに関しては、配慮書以前からでございますけれども、弊社のスタンスとして全くやってございませぬので、それも含めて何分ご理解いただければというふうに思います。それも含めまして、今回いただいた御指摘を含めて、今後調査を行う計画も揃ってくるところで、いただいた御意見に関して、きちんと事業者としての結論というのを考えていきたいというふうに思っております。

[由井会長]

なんだかよく分かりませんが、事実をまず県と突き合せて、事実を出してください。それからもう1回審査したいと思います。で、今先ほどのところでですけども、事前質問9の回答の中の、13行目めに「以上を踏まえて、2013年以降の調査結果に基づき、近年の飛翔の傾向を踏まえて対象事業実施区域の検討を行うことが妥当と考え、南側を区域から除外しました。」とちゃんと書いてあるんですね。2013年以降とあるわけですけども、2013年より以前は、肝心の9月10月はもともと調査していない、8月9月10月は調査していないですよ。ほぼ調査していないわけですよ。でも、そのときは実際どうだったかというのをみるために今回リプレースですので、撤去したあと19か月にわたりしっかりみれば実際にそこがどう使われるかということが、本当の生態が分かるわけですよ。それをみてやらなければ、下手に南側を除外しただけではかえって危ないかもしれないわけですよ。それで、2013年以降と言いますが、そのころからはだんだん建設が始まってですね、最後は、運開後のデータを今回入れているのではないかと思いますけれども、そのときは建っちゃっているから、そこをそもそも避けるわけですよ。たとえば今回の方法書に、供用前後の飛翔数の変化の表がございませぬ。(事業者：「170ページです。」)

その前の頁でもう1回、169ページで確認したいのですけれども、169ページに齢別確認、168ページが出現回数ですが、このうち、風車の運開は平成16年の12月ですね、その後に観察を開始したから、たくさん記録されて、その前は平成14年の10月しか観察していないのですよね。それで、168ページをみると分かりますが、7、8、9月は、運開前はまったく1回もみていない、と。まあそれで、そのあと見出したら、9月10月中心に全体の8割以上が飛んでいるということが分かっている。これをみてくれと私が最初から当時の部会で言っていたわけです。

だから現実にはこの付近は、特に9月を中心に、たくさんのイヌワシが飛んでいたはずなんですよ。それを、その資料を見ないで、いくら今回対策を立てたって、ほとんど無効としか思えません。何の根拠もないわけですから。さらに今回の方法書にも書いてありますけれども、あまりに運開後に飛翔が多いので、かかしを建てたり吹き流しを建てたり縄を張ったりして来ないようにしてね、そのせいもあって余計こないわけですよ。だから、そういうこない状況の中を評価して飛んでいないからやる、飛んでいるから避けるという論理は成り立たない。それでその今の170ページですけれども、これがその平成17年から21年の調査期間に比べて、平成25～27年は出現数が非常に減ったと、1日あたりの出現回数0.78から0.05に減りましたとなっているのですけれども、減った傾向は分かりますけれども、これ平成17年からの資料を使っているわけですよ。実際にはもっと減るわけですよ。実際はもっと飛んでたわけだから。ということはものすごい悪影響が出てるとということが明白なわけですので、この場所に今飛んでいないから建てました、大きいものを建てますというのは、論議として環境配慮がなっていないですね。その辺は強く指摘しておきたいと思います。それから、今回追加していただいた可視範囲図の資料が一番最後にあります。で、各定点から見える範囲が緑で示されておりますけれども、私が求めたのは、平成16,17年前後、或いはそれ以前にみた定点からどう見えるかというのを求めたわけであって、この図は、今回の方法書でみる範囲しか示されていない。まず、76ページですけれども、これはステーション1からみえる範囲だと。ステーション1がどこにあるかという、はるか6キロくらい東の山の上にあるんですよ。分かります？ここから見るといったって、イヌワシは点にしかみえなくて、雄雌とか幼鳥かどうかなんてほとんど分かりません。6キロもあればですね。しかも実際には、地表は見えるといったって、常時そこを監視していない限り、飛んだ鳥なんて分かる訳がないです、6キロ離れていたら。

次の頁も同様。約6キロ離れています。それから、次の頁はステーション3ですけれども、これは昔、少し位置が違いますけれども、だいたい昔と同じエリアですけれども、肝心の尾根の上、風車が現在ある場所が半分みえていないということが分かります。それから79ページ、このステーション4、これは今回初めて設定するもので、昔は、ステーションの位置は、西側に小鳥瀬川と書いてありますけれども、そちらの方にステーション1があって、これの4、5キロ離れたところであって、そこから先ほどの幼鳥が全部みえていたという記録であって、実際にはそちらからみれば、尾根から東側がまったく見えません。80ページもそうです。81ページもみえない。あとすべて、要するに、肝心の風車が建っている場所が、昔はまったく見えてない、そういうデータ。そういうことも考えますと、そもそも見えていないところのデータで勝負しているということと、観察した月がゆがんでいる、正しく見ていない。それから防鳥対策を風車が建ったあとにした所を主にしている。ということで、正解が見えていないということから、現在いくらこの方法で調査しても正解は出てきません。ということで最初に戻りますけれども、風車を全部撤去したあとに、19か月調査することを求めるということです。これは返事はいいませんので、知事意見でぜひ出してほしいと思います。

そのほかにも、代償措置についてもですね、当初、完全に純増で作れといったのをはるか遠くの放棄牧野を使って、いい加減なことをしている。なんでそんなことになったのかまったく理解できません。ここの知事意見では完全に純増でやれと言っていたはずなのに、なんですである既存の放棄牧野を使わなければいけないのか、それ自身も間違っている。たくさんあってですね、方法書というか考え方も意味のなさないことをやろうとしているので、この方法書

は却下したいですね、はっきり言ったら。ま、そうもいきませんので、知事意見としては厳重な処置をお願いしたいと私は思います。

それでは元に戻って、それ以外で何か皆さんの方で追加の御意見はありますか。

よろしいでしょうか。希少野生動植物の非公開部分もないですね。よろしいですね。

それでは、これまで各委員から述べられた意見を審査会の意見とします。事務局はこれらの意見を踏まえ、本件方法書に対する知事意見の作成をお願いいたします。

以上で本日の審議を終了します。進行を事務局にお返しいたします。

[事務局]

ありがとうございました。事業者の方もお疲れ様でした。議事の方は以上になりますので、退席いただいて構いません。

続いて、3のその他ですが、委員の皆様から、何かございますでしょうか。

[事務局]

それでは以上をもちまして、本日の審査会を終了いたします。

長時間、お疲れ様でした。どうもありがとうございました。